

○鏡野町議会交際費の支出基準及び公表に関する要綱

平成23年4月1日

議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、鏡野町議会交際費（以下「交際費」という。）の適正な支出を図るため、その支出基準及び情報の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支出区分及び支出内容)

第2条 交際費の支出区分及び支出内容は、次の表に定めるところによる。

支出区分	支出内容
会費	議会（組合議会等を含む）以外が主催する会議、会合、祝賀会等への出席に係る経費
慶弔	議会運営に関係する個人及び団体の慶事に係る経費 議会関係者等に対する香典、弔電等に係る経費
見舞	議会関係者等の傷病等に対し、特に必要と認められる見舞に係る経費 災害等の義援金に係る経費
接遇	外部の個人又は他の団体等との渉外・接遇に係る経費
協賛	活動内容に公益性が認められる各種行事等の協賛に係る経費
その他	上記に規定するもののほか、議会運営上特に議長が必要と認める経費

(支出基準)

第3条 交際費の支出に当たっては、社会通念上妥当と認められる範囲内で、必要最小限の支出に努めるものとし、別表に定める基準により支出するものとする。ただし、鏡野町議会議員に対する、慶弔、見舞については、別に定める「鏡野町議会議員慶弔内規」により支出するものとする。

(議会交際費の不支出)

第4条 第2条及び前条の規定にかかわらず、政党その他の政治団体、宗教団体等にかかる慶祝、会費等についてはこれを支出しない。

(支出状況の公表)

第5条 交際費の支出状況の公表（以下「公表」という。）は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 日付
- (2) 種別

(3) 支出内容（鏡野町情報公開条例（平成17年鏡野町条例第16号）第7条各号に掲げる不開示情報を除く。）

(4) 支出金額

2 公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の15日までに行うものとする。

3 公表は、鏡野町ホームページに掲載するとともに、議会事務局において縦覧に供することにより行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	支出基準
会費	1 会費額が定められている会議、会合、祝賀会等に係る支出金額は、当該会費額とする。 2 飲食を伴う会議等で会費額が定められていない場合の支出金額は、5,000円を限度とする。
慶弔	1 慶事に係る支出金額は、10,000円以内とする。 2 香典に係る支出金額は、10,000円以内とする。 3 供花は、特に必用と認められる場合とし、社会通念上妥当と認められる範囲内の金額とする。 4 弔電に係る支出金額は、実費相当額とする。
見舞	1 見舞は、傷病等による入院の場合とし、支出金額は10,000円以内とする。 2 災害等の見舞、義援金は、社会通念上妥当と認められる範囲内の金額とする。
接遇	1 社会通念上妥当と認められる金額又は実費相当額とする。
協賛	1 社会通念上妥当と認められる金額で、5,000円以内とする。
その他	1 議会運営上、特に議長が必用と認めた場合は、社会通念上妥当と認められる金額又は実費相当額とする。